

事務事業評価 平成 25 年度

担当課 教育総務課

基本事項	事務事業名	小・中学校就学援助事業			整理番号	2202	
	根拠法令等	教育基本法、学校教育法、学校保健安全法			実施を義務付ける規定	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第7章 生きる力と創造力を持った人を育てる	予算科目	10 款	項目	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 新規
		節	第2節 義務教育の充実	事業区分	助成・育成		

事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	学校教育法第19条「経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」による援助。				計画期間	始期	平成	年から
	事業の対象 (誰に・何に対して) 目的 (どのような状態にしたいのか)	経済的な理由により就学が困難と認められる小・中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、健康で学びに専念できる環境(学校、家庭)を充実させ、将来を担う子供たちの健全な「人づくり」を目指す。				終期	平成	年まで	
	目的達成のための 具体的手段・方法	援助に必要な小・中学生の保護者に対し、申請により所得等の調査のうえ、「学用品費、通学用品費、新入学用品費、社会科見学活動費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、医療費」の一部(又は実費額)を援助する。							
	成果指標 (目的達成度を図るものとし)	名称等(内容)		単位	23年度	24年度	25年度		
		① 就学援助を希望する児童生徒の保護者(申請者)に対する認定率 《認定者数/申請者数》 平成23年度 … 99.1% 平成24年度 … 100% 平成25年度 … 99.3%		目標	-	-	-	実績	-
活動指標 (目的達成のために 行った活動実績)	① 全児童生徒に対する、就学援助の認定率 《認定者/全児童数》		目標	-	-	-	実績	% 15.76 15.73 15.48	
	② 認定者数		目標	-	-	-	実績	人 635 618 596	

事業費等の推移	年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画
	① 直接事業費(千円)		49,552	48,379	47,922	48,109	57,085	57,085
	財源内訳	国 県 支 出 金	140	173	94	153	193	193
		地 方 債						
		そ の 他						
	一 般 財 源		49,412	48,206	47,828	47,956	56,892	56,892
② 従事職員給与費 b1×b2		3,581	3,584	3,618	3,639	3,607	3,607	
の	従事職員数(人) b1		0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
	職員平均人件費 b2		7,162	7,168	7,236	7,277	7,213	7,213
事業費合計 ① + ②		53,133	51,963	51,540	51,748	60,692	60,692	

【1次評価】

事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
必要性	①社会環境の変化や市民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか	A=薄れていない B=一部薄れている C=薄れている 経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対する援助について、その必要性や役割は変わっていない。	判定 A
	②事業を民間（NPO、市民、ボランティア等）に実施させることはできないか	A=市以外での実施は困難 B=一部民間での実施可能 C=民間での実施可能 学校教育法により、援助の主体は市町村となる。	A
	③対象者は事業目的に見合っているか。また、事業を取り巻く時代変化や制度改正など、環境の変化に適応しているか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 各市で認定基準に多少の違いがみられるため、見直しを含めた検討を行う。	B
有効性	④成果指標の達成に十分寄与する手法がとられており、結果として目的が達成されているか (成果指標と連動させること A=達成 B=概ね達成 C=未達成)	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 全児童生徒の15%程度が就学援助制度を利用しており、経済的負担の軽減の一助となっているため、有効性は高いものと考えられる。	A
	⑤事業効果をさらにあげる余地はないか	A=効果向上の余地はない B=一部検討の余地がある C=検討の余地がある 就学援助を希望する児童生徒の保護者（申請者）に対する認定率が非常に高く、必要な援助ができていないものとする。	A
効率性	⑥事業実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか (活動指標と連動させること A=達成 B=一部未達成 C=未達成)	A=得られている B=一部得られている C=見直しが必要 経済的な理由で就学困難な児童・生徒に対する必要な援助であり、十分な活動結果が得られている。	A
	⑦必要な活動結果がより少ない費用や業務量で得られる手法に代えられないか	A=現行以上の手法はない B=一部検討の余地がある C=検討の余地がある 経済的な理由により、就学困難と認められる児童・生徒保護者に対しての必要な援助のため、現状の取扱いが妥当と考える。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はないか	A=改善の余地はない B=一部改善の余地がある C=改善の余地がある (学校との)組織間の連携は適切である。	A
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されているか 全体コストから見て受益者の負担割合は適切か 使用料等の見直しの余地はないか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 給付事業であるため、受益者負担の対象になじまない。	A
⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要			A
判定評点平均（3点満点） A=3、B=2、C=1、「-」=0として換算			2.90

◎ 総合自己評価（所管部署）

評価結果	<input type="radio"/> A 継続実施（特段の見直しは行わない） <input type="radio"/> B 改善・見直しを行う <input type="radio"/> B1 事業規模の拡充 <input checked="" type="radio"/> B2 事業規模の縮小 <input type="radio"/> B3 事業内容の改善・見直し <input type="radio"/> B4 その他の見直し <input type="radio"/> C 休止（隔年実施などへの変更） <input type="radio"/> D 廃止（終期の設定等を含む）	判断理由	事業自体の有効性については、学校教育法の趣旨により適正であるものとする。ただし、前年の行政評価委員会で認定基準の見直しに関するご意見をいただいたため、再度他市との比較検討をおこない、見直しを含めた方針を示す必要があるため。
	今後の課題及び改善策、見直しの状況 ・（実施上の課題等） ・認定基準の見直しを含めた方針を検討する（平成25年度中）。		
・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し（改革・改善、終期の設定など）を行っている場合は、その内容についても記載ください。			

【2次評価】

総合判定	B2見直しのうえで実施 ⇒ 事業規模を縮小
備考	昨年度の外部評価で本市の収入基準が他市と比較し高い実態に鑑み、収入基準の引き下げが要請されている。真に必要な児童に対する支援であることや一般財源負担を伴う事業であることから、早急に収入基準の引き下げに取り組むべきである。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input type="checkbox"/> 事業費縮減（事業の見直し）	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減 △8,850（千円）
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input checked="" type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持（事業内容の拡充）	